

NO.	質問	回答
1	別紙1の注記に『レンタカー（ワゴン）を使用すること』とありますが、業務の効率化の観点から、同等以上の積載量・安全性を有する『請負者（または再委託先）保有の社用車（ワゴン車等）』での代用も可能でしょうか。	仕様書の「別紙1」は、業務費の積算に必要な参考情報として、都道府県ごとのサンプリング地点数を示したものです。また、欄外に記載の「調査期間中の移動には、レンタカー（ワゴン）を使用すること」については、業務の実施に支障を来さない範囲で、「請負者（または再委託先）が保有する社用車（ワゴン車等）」で代用することも可能です。